

神奈川県 DX・i-Construction推進連絡会 設置要領

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県DX・i-Construction推進連絡会(以下「連絡会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 連絡会は、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指すために提唱されたi-Constructionの取り組みを推進するため、国の事務所、地方公共団体および建設業協会により情報交換や意見交換を行い、i-Constructionの円滑な普及を図ることを目的に設立する。

(事 務)

第3条 連絡会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 2 国・自治体のi-Constructionの取り組み状況や方針等の情報提供。
- 3 i-Constructionに関する地場建設業界の意見等の把握。
- 4 神奈川県内のi-Construction普及に向けた課題の共有と対応等。
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(構 成)

第4条 連絡会は、下記のとおり構成する。

- 2 会長は、幹事事務所の事務所長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、連絡会を代表する。
- 4 委員は、別紙のとおりとする。

(連絡会の会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集する。

- 2 連絡会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 各委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、第4条で定める者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 会長は、会議に出席できない事由が発生した場合、幹事事務所の委員を代理として、議事を代行させることができる。
- 6 連絡会の会議は、公開とする。なお、会長の判断により、必要に応じて非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、幹事事務所におく。

(実務者部会)

第7条 連絡会の円滑な運営を図るため、連絡会に実務者部会を設置する。

- 2 実務者部会の設置に関する要領は、別に定める。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附 則) この要領は、平成29年2月7日から施行する。

(附 則) この要領は、令和5年7月14日から施行する。

(附 則) この要領は、令和6年11月14日から施行する。

神奈川県DX・i-Construction 推進連絡会 委員名簿

	所 属	部 署	役 職
会 長	国土交通省 関東地方整備局	横浜国道事務所	事務所長
委 員	国土交通省 関東地方整備局	横浜国道事務所	副所長
	国土交通省 関東地方整備局	川崎国道事務所	副所長
	国土交通省 関東地方整備局	京浜河川事務所	副所長
	国土交通省 関東地方整備局	相模川水系広域ダム管理事務所	施設管理課長
	神奈川県	県土整備局 都市部	技術管理課長
	横浜市	財政局	公共事業調整課長
	川崎市	建設緑政局 総務部	技術監理課長
	相模原市	都市建設局	技術監理課長
	一般社団法人 神奈川県建設業協会		会長
	一般社団法人 神奈川県建設業協会		副会長
	一般社団法人 神奈川県建設業協会		常任理事